

令和8年度 随意契約工事等一覧(少額随意契約を除く)

案件名	当初契約金額(円)	工期の始期	随契理由	担当課名	備考
	業者名	終期	根拠法令	問合せ先	
泉北水再生センターNo. 2汚水調整池ポンプ盤修理工事	¥16,500,000	R8.6.15	既設の設備等と密接不可分であり、製造者が有する知見及びノウハウが不可欠であるため、当該機器の製造者から事業を継承した業者を選定したもの	三宝水再生センター	
	メタウォーター株式会社 関西営業部	R9.3.18	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	072-232-4958	
桃山台配水場No. 2送水ポンプ分解整備工事	¥8,690,000	R8.8.14	既設の設備等と密接不可分であり、製造者が有する知見及びノウハウが不可欠であるため、当該機器の製造者を選定したもの	水運用管理課	
	株式会社鶴見製作所	R9.3.18	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	072-275-1126	
大和川ポンプ場No. 3汚水ポンプ修理工事	¥90,970,000	R8.8.5	既設の設備等と密接不可分であり、施工者が有する知見及びノウハウが不可欠であるため、当該機器の施工者から業務移管を受けた業者を選定したもの	三宝水再生センター	
	クボタ環境エンジニアリング株式会社 大阪支社	R9.3.18	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	072-232-4958	
大和川ポンプ場3Q堰ITVカメラ修理工事	¥6,600,000	R8.8.5	既設の設備等と密接不可分であり、施工者が有する知見及びノウハウが不可欠であるため、当該機器の施工者から業務移管を受けた業者を選定したもの	三宝水再生センター	
	東芝インフラテクノサービス株式会社 関西支店	R9.3.18	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	072-232-4958	
石津水再生センター自動除塵機修理工事	¥6,050,000	R8.9.3	既設の設備等と密接不可分であり、製造者が有する知見及びノウハウが不可欠であるため、当該機器の製造者から業務移管を受けた業者を選定したもの	三宝水再生センター	
	株式会社前澤エンジニアリングサービス 大阪営業所	R9.3.18	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	072-232-4958	
三宝水再生センター1系No. 1送風機修理工事	¥92,400,000	R8.9.18	既設の設備等と密接不可分であり、製造者が有する知見及びノウハウが不可欠であるため、当該機器の製造者を選定したもの	三宝水再生センター	
	株式会社電業社機械製作所 大阪支店	R10.3.17	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	072-232-4958	
配水管理センター昇降機主要機器更新工事	¥17,600,000	R8.9.18	既設の設備等と密接不可分であり、製造者が有する知見及びノウハウが不可欠であるため、当該機器の製造者から業務移管を受けた業者を選定したもの	水運用管理課	
	株式会社日立ビルシステム 関西支社	R10.1.31	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	072-275-1126	